画像情報棟防水改修工事　仕様書

１．適用

本仕様書は、国立研究開発法人建築研究所が発注する「画像情報棟防水改修工事」に適用する。
詳細は図面による。

２．概要

本工事は、次に示す実験棟等を対象とする防水改修を行う工事である。

・画像情報棟

３．工事場所

茨城県つくば市立原１

４．一般事項

４．１　総　則

（１）関係法令等及び仕様の遵守

①　業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。

②　図面及び本仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書を適用する。

a)　公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和７年版)
b)　公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和７年版)
c)　公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和７年版)
d)　公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和７年版)
e)　公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和７年版)
f)　公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和７年版)
g)　公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和７年版)
h)　公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和７年版)

４．２　工事関係書類

（１）実施工程表

①　工事着手前に実施工程表を作成し、建築研究所本工事監督職員（以下、「監督員」という。）の承諾を得ること。

②　実施工程表には、製作、現場作業（据付)、試運転調整期間を記載すること。なお、提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行う。

③　受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

（２）工事実施計画書

①　本工事着手前に施工計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。なお、施工計画書には次の事項を簡潔に記載すること。

a)　施工体制
b)　緊急時連絡体制
c)　部品等の調達計画（製造メーカー、調達部品名及び型番等）
d)　品質管理計画
e)　現地作業の作業手順計画及び安全管理計画
f)　検査計画

②　受注者は、工事の着手に先立ち工事安全計画を作成し、施工計画書に記載するほか、必要となる関係書類を添付して監督職員に速やかに提出する。

※ 工事安全計画の内容は次による。

a)　安全に関する現場組織体制（下請負契約が未了の場合は、契約完了後に当該部分を追加する。）

b)　建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）の項目ごとの安全対策（当該工事に関係しない項目は除く。）

※　工事安全計画に変更が生じた場合は、これに係る工事の着手に先立ち、その内容を監督職員に提出する。監督職員との協議により、必要に応じて、工事安全計画に基づく安全対策の実施状況について工事写真等を監督職員に提出する。

（3）工事記録

①　工事書式は国土交通省関東地方整備局営繕工事関係書式
(https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html)
を使用すること。なお、使用する工事書式は監督員と協議するものとする。

②　監督員と協議した結果については、工事打合せ書に記録すること。

③　施工に際し、試験を行った場合は、記録を作成し、とりまとめ報告すること。

4．3　工事管理及び工事条件等

（1）工事管理

①　工事請負契約書第１０条における現場代理人及び主任技術者等のうち、主任技術者又は監理技術者は、本工事において受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

②　受注者は、本工事の現場代理人を定めると共に、主任技術者又は監理技術者を配置し、監督員に届け出ること。

③　主任技術者又は監理技術者は工事管理体制を確立し、品質・工程・安全等の管理を適切に行うこと。

※ 監理技術者又は主任技術者の工期途中での交代については、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の a)から c)に掲げる場合に認められる場合がある。なお、a)から c)に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する等の措置が講じられるようにすること。

a)　受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合

b)　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

c)　一つの契約工期が多年に及ぶ場合

（２）本工事に係る現場作業条件

①　現場作業時間は、原則として平日の８：３０～１７：１５とする。

②　本工事用仮設物は構内に設置できる。

③　本工事の実施に必要な施設の電気・ガス・水道等の使用に係る費用は発注者負担とする。ただし、設置した現場事務所に係る費用は受注者負担とする。

④　構内の駐車場、建物内の便所、食堂等の一般共用施設は利用することができる。

⑤　足場、仮囲い等は受注者の負担とし、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

⑥　足場の組立て・変更時等の点検は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成２４年２月９日付け　基安発０２０９第２号、一部改正　平成２７年５月２０日付け　基安発０５２０第１号)」に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の十分な知識と経験を有する者を施工計画書においてあらかじめ指名し点検を行い、当該点検の結果及び点検を行った者の氏名を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間保存する。また、足場の安全確認に関する看板を設置する。

なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者が含まれる。

a)　足場の組立て等作業主任者であって、安衛法第１９条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者

b)　安衛法第８１条に規定する労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等安衛法第８８条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者

c)　全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記 a)又は b)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

推進要綱は、以下、厚生労働省のホームページよりダウンロードすることができる。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html

※ 墜落制止用器具の着用については、安衛法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

⑦　労働安全衛生法（石綿障害予防規則第３条）に基づき、石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業が発生する場合は、作業前に図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督職員に提出すること。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行うこと。（条例等により取り決めされている場合は、その内容も含む）

報告書の記載内容

（1）アスベスト材料の種別
（2）アスベスト形状、飛散可能性の有無
（3）製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト含有分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

また、アスベスト含有材料の有無の調査の結果、含有材料があった場合、事前調査の結果を労働者の見やすい場所に掲示すること。

掲示物の記載内容
（1）調査を終了した年月日
（2）調査の方法
（3）調査結果の概要

⑧　大気汚染防止法第十八条の十五に基づき、石綿等による健康障害を防止するため、建築物その他の工作物の解体、改造、補修する作業（以下「解体等工事」という。）が発生する場合は、作業前に当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行い、環境省令で定めるところにより、大気汚染防止法第十八条の十五の一から四の事項について、監督職員に書面を提出し説明を行うこと（条例等により取り決めされている場合は、その内容も含む）。

上記調査において、アスベスト含有分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行うこと。

また、アスベスト含有材料の有無の調査の結果は、アスベスト含有材料の有無に関わらず、大気汚染防止法に基づき、当該解体等工事の現場において公衆の見やすい場所に掲示すること。

調査の結果、届出対象特定工事に該当する場合は、大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業の実施の届出」が作業の開始の日の十四日前までになされ、都道府県知事より届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を求められていないことを事前に監督職員に書面により確認すること。

⑨　石綿等を含有する保温材、耐火被覆材、成形板等の除去作業であって、設計図書による作業場所の離隔の指定が無い場合においても、石綿障害予防規則に基づく石綿等の切断、穿孔、研磨の作業を行う場合は、作業場所の隔離について監督職員と事前に協議すること。

⑩　石綿等除去の作業が発生する場合は、関係法令等（条例等を含む）に従い、受注者が行う届け出等を適切に行うこと。

また、必要となる「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」等の看板および表示についても監督職員と事前に協議し、関係法令等（条例等を含む）に従い適切に行うこと。

⑪　集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法により石綿含有仕上塗材の除去作業を行う場合は、湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置として「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和 3 年 3 月）4.12.4(3)3）による十分な集じん機能を有する集じん装置を使用するものとし、事前に監督職員に確認すること。

⑫　工事資機材及び仮設材等は、実験棟内での作業が複数日にわたる場合、監督員の承諾を受け実験棟内に残置することができる。ただし、その管理は受注者の責任において行うこと。

⑬　構内で作業を実施する業務関係者は、名札又は腕章を付けて業務を行うこと。

（3）安全確保

①　現場作業に当たっては、関係法規に従い必要な措置、対策を講じ安全を確保すること。

②　既設構造物、既設配線・配管等に対して、支障をきたさない工事方法等を定めること。なお、万一損

傷等した場合は、受注者の責任により原状回復を図ること。

③　工事で使用するガソリン・薬品・その他の危険物の取扱いは、関係法令によること。

④　業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

（4）発生材の処理等

①産業廃棄物等を処分する場合は、搬出距離、処分費及び処分地が確認できる資料を監督職員に提出し、承諾を受けること。

○引渡しを要するもの

⊙金属類（ ・ 機器　・ ダクト ⊙ 配管 ⊙ その他の金属類 ）

~~○特別管理産業廃棄物~~

~~○廃アスベスト~~

~~構外搬出処理とする　運搬費　・含む（搬出距離　0.0km 程度）　○　別途とする~~

~~処分費　・含む　○　別途とする~~

○再資源化を図るもの

~~○ガラス~~

~~運搬費　・含む（搬出距離　km 程度）　・　別途とする~~

~~処分費　・含む　・　別途とする~~

○次のものについては「建設リサイクル法に関する事項」に条件を設定している。

○コンクリート

○コンクリート及び鉄から成る建設資材

○建設発生木材

○その他

~~○建設廃材（石綿、ひ素、カドミニウム非含有せっこうボード）~~

~~構外搬出処理とする　運搬費　・含む（搬出距離　km 程度）　・　別途とする~~

~~処分費　・含む　・　別途とする~~

○建設廃材（仕上げ材等、ただし、せっこうボード類は除く）

構外搬出処理とする　運搬費　⊙含む（搬出距離　34.2km 程度）　・　別途とする

処分費　⊙含む　・　別途とする

②　業務の実施に伴い産業廃棄物が発生した場合は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。なお、処分に伴う費用は本業務に含むものとする。ただし、金属類等の有価物については、監督員の指定する場所まで運搬するものとする。

③　建設副産物対策

建設工事の建設副産物である建設発生土及び建設廃棄物を受注者が適正に処理するために「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守すること。

④　受注者は、分別解体・再資源化等が完了したときは、次の事項を書面に記載し、監督職員に報告すること。

a)　再資源化等が完了した年月日

b)　再資源化等をした施設の名称及び所在地

c)　再資源化等に要した費用

（５）施工体制台帳及び施工体系図の作成等

① 工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工管理体制に関する次に掲げる事項について記載した施工体制台帳及び作業員名簿を作成し、工事現場に備えるとともに、電子データを監督職員に提出する。また、施工管理体制に変更が生じる場合は、その都度作成し、監督職員に提出する。（建設業法第２４条の８、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）第１５条第１項）

a） 建設業法第２４条の８第一項及び建設業法施行規則第１４条の２に掲げる事項

b） 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

c） 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

② 建設業法に基づく施工体系図を作成した場合は、工事関係者及び公衆の見やすい場所に施工体系図の掲示を行うこと。（建設業法第２４条の７第４項、入契法第１５条第１項）

③ 建設業許可を受けた建設業者は建設業法に基づく標識を、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。（建設業法第４０条、同規則第２５条）

（６）施工体制の点検

受注者は、入契法第１５条第３項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は、当該工事の監督職員等建築研究所職員とし、身分証明書を携帯し、胸に所属、役職氏名、顔写真の入った名札を着用する者とする。

（７）工事の一時中止に係る計画の作成

① 契約書第２０条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けること。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。

② 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

③ 工事の施工を一時中止する場合は、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」を参考とし、基本計画書を作成すること。なお、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」は次の URL よりダウンロードすることができる。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000041.html

（８）個人情報の保護について

契約書別添により、個人情報の保護を行うこと。

（９）受注者からの情報漏洩の防止について

標的型攻撃メール等によるサイバー攻撃により本工事に係る情報が漏洩することのないよう、情報保全措置を適切に講ずること。なお、情報漏洩のおそれが生じた場合は、当該情報の機密性の程度に関わらず、その事実を速やかに監督職員へ報告するとともに、原因の解明及び適切な対応に努めること。

(10) 履行報告

契約の履行についての報告に用いる書式は、週間工程表又は月間工程表によること。

(11) 条件変更等、設計図書の変更、受注者の請求による工期の延長関係

契約書第 18 条第 4 項及び 19 条、22条の規定により設計変更を行う場合は、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案)」を参照の上、監督職員と協議を行う。

また、工程に変更が生じる場合には、受注者は標準仕様書に基づき、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。なお、工程の変更理由が以下の a)～e)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議すること。

a) 監督職員が承諾した実施工程表の工事工程の条件に変更が生じた場合
b) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
c) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
d) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
e) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(12) 部分引き渡し　　なし

(13) 火災保険その他の保険

① 火災保険　　あり

なお、火災保険等の取扱いについては、契約書別添による。

② 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年 6 月 14 日法律第 35 号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

(14) 発注者が貸与する図面等の情報

発注者が貸与する図面等の情報（例えば、既存建物の図面、CAD データ、BIM データ等）については、工事の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

(15) その他

① 工事の施工において事故（労働災害、もらい事故、負傷公衆災害、物損公衆災害）が発生した場合、監督職員の指示により、速やかに「建設工事事故データベースシステム」（https://sas.hrr.mlit.go.jp/）へ事故報告の登録を行う。

② 本工事の解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」（https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703_.html）を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じること。

③ 自然災害（地震（震度 4 以上)、台風、大雨、津波、落雷等）発生後の点検・報告について、施工計画書に明記すること。

④ 本工事の施工にあたっては、『公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」』を適用し適切な処

理に努めること。
(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/gensokuka2006.pdf) 参照

⑤　ウイルス対策

受注者は、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出すること。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）すること。

⑥　情報管理体制の確保

a)　受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、発注者が別途提示する様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

b)　受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。

c)　受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、施工中・施工後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

⑦　電気保安技術者

a)　本工事においては、電気保安技術者を配置する。

b)　工事現場におく電気保安技術者は、国立研究開発法人建築研究所制定の事業用電気工作物保安規程に定める電気工作物の保安の業務のうち、工事に係る部分の管理・補助等を行うものとする。

⑧　本工事の工事関係図書のうち、工事写真については、下記の a)及び b)によるものとする。

a)　本工事の工事写真(原本及びアルバム)については、原則デジタル写真とし、仕様は「営繕工事写真撮影要領(令和５年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)」とする。

b)　工事写真の提出は、原則、「営繕工事写真撮影要領（令和５年改定)」に基づいて作成した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で提出すること。営繕工事写真撮影要領は次の URL によりダウンロードすることができる。https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001589800.pdf

⑨　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

⑩　本工事は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う対象工事である。本工事では、以下の a)から d)の全てを実施することとする。

a)　対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領３．(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「https://www.jcomsia.org/kokuban/」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

b) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、a)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領３．(3)撮影方法による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

c) 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、b)に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領４．で規定されている写真編集には該当しない。

d) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、b)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（https://www.jcomsia.org/kokuban/）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

⑪ 本工事に使用する建設機械は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年改正法律第 100 号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和５年 12 月 22 日変更閣議決定）における特定調達品目「公共工事」の「建設機械」の判断基準等を満たすものとする。(低騒音・低振動型のものとし、ディーゼルエンジン (ｴﾝｼﾞﾝ出力 7.5kw 以上 260kw 以下) を搭載したバックホウ、トラクタショベル（車輪式)、ブルドーザ、発動発電機（可搬式溶接兼用機を含む)、空気圧縮機（可搬式)、油圧ユニット（基礎用機械で独立したもの)、ローラ類、ホイールクレーンについては、排出ガス対策型建設機械を使用すること。)

(16) 養生

① 作業場所周辺の構造物、装置等を汚染又は損傷等しないよう適切な養生を行うこと。

② 万一汚染又は損傷等した場合は、受注者の責任により原状回復を図ること。

(17) 後片付け

業務の完了に際しては、当該作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

４．４ 機材及び資材

（１）機材の品質

① 本改修工事で使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の物を使用すること。

② 機材の色等は監督員の指示を受けること。

③ 機器(盤類等)には、製造者名、製造年月日、型式、型番、性能等を明記した銘板を付けること。

④　搬入した機材は、適正に資材置場等で管理・保管すること。

⑤　現場に搬入した機材の内、変質等が発生した場合は本工事に使用しないこと。

⑥　東日本大震災の影響により、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。

⑦　環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。」）に留意する。

⑧　「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年改正 法律第 100 号）」の特定調達品目についての判断の基準は、次の URL によりダウンロードすることができる。

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和５年 12 月 22 日変更閣議決定）

https://www.env.go.jp/content/000183457.pdf

４．５　製作・現場立ち会い

（１）製作については、機器等の工場製作期間中は状況を監督員に報告すること。

（２）現場の立会等については、工事中に監督員の立会いを求める場合あらかじめ申し出ること。

５．検査及び検収

（１）施工が完了後、提出図書と共に当所検査職員による検査に合格しなければならない。

（２）受注者が、相互に文書で確認した日をもって検査完了とする。

（３）検査完了の日をもって発注者へ所有権、保守管理権、危険負担が移転するものする。

（４）検査及び試運転調整にかかる費用は、受注者の負担とする。

（５）検査及び試運転調整にかかる光熱水費は発注者の負担とする。

６．提出物

工事終了後以下のものを提出すること。また、それらを本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する

出書類は以下による。

工事書類：電子データ（ＰＤＦ形式）又はＡ４ファイル綴じ　提出部数：１部

施工図：電子データ（ＰＤＦ形式）又は紙（ファイル綴じ）　提出部数：１部

完成図：Ａ３製本　提出部数：２部

機器完成図・取扱い説明書　２部

電子データ(CAD データは DWG 又は DXF 形式)　　一式

（１）工事書類は、次による

施工計画書、施工報告書、施工体制台帳、工事写真等

（２）写真の撮影に関する著作者の権利等については次の①及び②によることとし、受注者は撮影者等との契約に当たってもそれらの承諾を条件とする。

①　提出された写真は、建築研究所が行う事務及び建築研究所が認めた用途に関して、無償で利用することができるものとする。この際、著作者名を表示しないこと及びその利用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。

② 受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真（提出していないものを含む。）及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法により第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

7.疑義

本仕様書に関し疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

8.守秘義務

受注者は、本工事で知り得た情報を、監督員の許可なく第三者に漏らしてはならない。

9.工事期間　契約締結の翌日から令和９年１月22日（金）まで

１０.担当者

企画部　情報・技術課　大井川　充

画像情報棟防水改修工事

国立研究開発法人 建築研究所

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	表　紙		
縮　尺	A1:－ A3:－	図面番号	Ａ－０１ １６の０１
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号（0411） 一級建築士 大臣登録 第208518号　友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

画像情報棟防水改修工事　図面目録

「表紙」「図面目録」共全　１５ 枚

図面リスト			
図面番号		図面名称	縮　　尺
１５の０１	Ａ－０１	表紙	
１５の０２	Ａ－０２	図面目録	
１５の０３	Ａ－０３	改修特記仕様書(1)	
１５の０４	Ａ－０４	改修特記仕様書(2)	
１５の０５	Ａ－０５	案内図・配置図	
１５の０６	Ａ－０６	屋根伏図(改修前・後)	1:100
１５の０７	Ａ－０７	立面図・断面図	1:100
１５の０８	Ａ－０８	矩計図(改修前)	1:30
１５の０９	Ａ－０９	矩計図(改修後)	1:30
１５の１０	Ａ－１０	部分詳細図	1:20
１５の１１	Ｅ－０１	動力盤撤去図	ＮＳ
１５の１２	Ｅ　０２	動力ケーブル撤去図	ＮＳ
１５の１３	Ｍ－０１	機械設備撤去図	1:50
１５の１４	Ｍ－０２	機械設備改修図	1:100
１５の１５	Ｋ－０１	仮設計画図（１）(参考図)	1:100

工 事 名	画像情報棟防水改修工事		
図 面 名	図面目録		
縮　　尺	A1:- A3:-	図面番号	Ａ－０２ １５の０２
年 月 日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号　友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

画像情報棟防水改修工事設計図

特 記 仕 様 書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事場所　茨城県つくば市立原１

2. 敷地面積　195,552.66 ㎡

3. 工事種目
1. 建物
1）画像情報棟　改修一式

構　造	鉄筋コンクリート造
規　模	地上２階
建築面積	608.44㎡
延べ面積	1,1132.15㎡

4. 工事内容
1. 建物
1）画像情報棟
屋上防水改修工事　既存画像情報棟の屋上防水改修工事を行う。

2. 設備
電気設備改修工事　電気設備の部による（図　11/15・12/15）
機械設備改修工事　機械設備の部による（図　13/15・14/15）

3. 取りこわし
取りこわし工事　既存樹木の枝払いをする。

5. 指定部分　・有　・無
対象部分（　　　　　　　）
指定部分工期　　年　　月　　日

6. 工事範囲
※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。
※「3. 工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事項目 ＼ 工事種目				
2 仮設工事	○			
3 防水改修工事	○			
4 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁				
外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁				
外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁				
外壁改修工事 塗り仕上げ外壁				
5 建具改修工事				
6 内装改修工事				
7 塗装改修工事				
8 耐震改修工事				
9 環境配慮改修工事				

Ⅱ. 建築改修工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 7年版（以下「標準仕様書」という。）によるほか、下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。
・建築工事標準詳細図（令和４年版）（以下「標準詳細図」という。）
・建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。

(3) 本特記仕様書の表記
1) 項目は、⊙ 印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
・ 印のみの場合は適用しない。
3) 特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
5) G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年 1月 28 日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章	項　目	特　記　事　項

1 各章共通事項

⊙ 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
⊙風圧力
風速（Vo=　３４m/s）
地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ）
・積雪荷重
平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（　　）

⊙ 施工条件　(1.3.5)［1.3.5］

施工条件については現場説明書による

⊙ 環境への配慮　(1.4.1)［1.4.1］

1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、 パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⊙ 材料の品質等　(1.4.2)［1.4.2］

1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4) 本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③ 安定的な供給が可能であること。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料
床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた

・ 石綿含有建材の調査　［1.5.1］

調査
※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
貸与資料（　　　　）
・分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析方法 （JIS A 1481-1）または（JIS A 1481-2）	定量分析方法 （JIS A 1481-3）、（JIS A 1481-4）または（JIS A 1481-5）
	・　（箇所）	・　（箇所）
	・　（箇所）	・　（箇所）
	・　（箇所）	・　（箇所）

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所
・図示による

・ 化学物質の濃度測定　(1.5.10)［1.7.10］

1) 施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、 エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。
2) 測定対象室及び測定箇所数等は以下による。
着工前の測定
・行う　・行わない
測定対象室
・図示による
測定箇所数
・図示による
3) 測定方法は、現場説明書による。
4) 測定結果の報告は、現場説明書による。

・ 埋設配管・配線および鉄筋調査

あと施工アンカー工事
6章および8章によるコア抜き、はつり工事等

※既存資料調査
・探査機（電磁波レーダー法又は電磁波誘導法）による探査
配管・配線等の位置の墨出を行う
範囲
※図示による
・ 放射線透過試験
労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。
撮影枚数　　枚
フィルムサイズ
コンクリート厚さ　　cm

2 仮設工事

・ 騒音・粉じん等の対策　［2.1.3］

・防音パネル
・防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
・図示による

⊙ 足場等　［2.2.1］［表 2.2.1］

「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。
外部足場
⊙設置する
（設置範囲　・工事に必要な範囲　⊙図示による　・　　　）
・設置しない
防護シート
・設置する
（設置範囲　・工事に必要な範囲　・図示による　・　　　）
・設置しない
内部足場
・設置する
（※脚立、足場板等　・　　　）
・設置しない
材料、撤去材等の運搬方法
種別（・A種　⊙B種　・C種　・D種　⊙E種 ）
C種：利用可能なエレベーター　（・図示による　・　　　）
D種：利用可能な階段　（・図示による　・　　　）

・ 既存部分の養生　［2.3.1］

養生方法等
・既存部分
養生方法（※ビニルシート、合板等　・　　　）
・既存家具、既存設備等
養生方法（※ビニルシート等　・　　　）
・既存ブラインド、カーテン等
養生方法（・ビニルシート等　・　　　）
保管場所（・図示による　・　　　）
・固定された備品、机、ロッカー等の移動
・図示による
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

・ 仮設間仕切り　［2.3.2］［表 2.3.1］

仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所
・図示による
仮設間仕切りの種別と材質等

種別	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填材
・A種	・せっこうボード 種類（・　　　） 厚さ（・　mm　※9.5mm ）	・なし ・片面 ・	グラスウール 32k ※厚さ 50mm以上 ・
・B種	・合板 材種（・　　　） 厚さ（・　mm　※9mm ） ・		
※C種	防炎シート		

仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所	グラスウール貼り
※木製	※合板張り程度	・なし	・　か所	・あり
・	・	・片面	・図示による	・なし

グラスウール貼り　※グラスウール32k（厚50mm以上）

3 防水改修工事

・ 施工数量調査　［1.6.2、3］

調査範囲
・図示による
調査方法
・図示による
既存部分の破壊を行った場合の補修方法
・図示による
調査報告書（提出部数　・2部　・　　　）

・ 降雨等に対する養生方法（とい共）　［3.1.3］

※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による
・

⊙ 既存防水の処理　［3.1.4］［3.2.3、4、6］

既存保護層の撤去
⊙行う（範囲　⊙図示による　・　　　）
・行わない
既存防水層の撤去
⊙行う（範囲　⊙図示による　・　　　）
・行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）
・行わない

⊙ 既存下地の処理　［3.2.6］

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等
⊙図示による
POS工法及びPOSI工法（機械的固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置
※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による
・
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
※監督職員と協議する
⊙図示による

・ アスファルト防水　［3.3.2～5］

屋根保護防水（既存 ）
新設防水層（屋根保護絶縁工法）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート
・P2A	・A-1 ・A-2 ・A-3		／	※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上 又はフラットヤーンクロス 70g/㎡程度 ・
・P1B	・B-1 ・B-2		／	
・P2AI	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3		（種類） ※JIS A 9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き） （厚さ）(mm) ・	※フラットヤーンクロス 70g/㎡程度 ・
・P1BI	・BI-1 ・BI-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.5から表3.3.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.4による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上

床タイル張り　※水下　60mm以上

立上り部の保護工法
・乾式保護材（品質・性能、試験方法は別表による）
窯業系パネルⅠ類（厚さ　　(mm)　幅　　(mm)）
・コンクリート押え
・モルタル押え（屋内）
・れんが押え（※JIS R 1250　・　　　）

屋根露出防水（既存）
新設防水層（屋根露出工法）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4		／	・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ・	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ・	・適用する	
・M3D ・POD	・D-1 ・D-2		／	・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ・	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ・DI-2		改修標準仕様書3.3.2(9) （種類） ・ （厚さ）(mm) ・	・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ・	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.7および表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上

工 事 名	画像情報棟防水改修工事		
図 面 名	特記仕様書(１)		
縮　尺	A1:- A3:-	図面番号	Ａ－０３ １５の０３
年 月 日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号　友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.8および表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上

絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示による
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定

設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・　（個）

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所
・P1E	・E-1	
・P2E	・E-2	

保護層　・設ける（※図示による　・　）
・設けない
E-1の工程3を行う部位
※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位
・

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
・
屋上排水溝
・図示による

・改質アスファルトシート防水

屋根露出防水（既存）　[3.4.2、3]
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			※改質アスファルトルーフィングの製造所の仕様・	※改質アスファルトルーフィングの製造所の仕様・	・適用する	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1			※改質アスファルトルーフィングの製造所の仕様・	※改質アスファルトルーフィングの製造所の仕様・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			※改質アスファルトルーフィングの製造所の仕様・	※改質アスファルトルーフィングの製造所の仕様・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3AS1 ・M4AS1 ・P0AS1	・AS1-T1 ・AS1-J1		改修標準仕様書3.4.2(3)(ｳ)（種類）・（厚さ）(mm)・	※改質アスファルトルーフィングの製造所の仕様・	※改質アスファルトルーフィングの製造所の仕様・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.2から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※改質アスファルトルーフィングの製造所の指定

設置数量　※改質アスファルトルーフィングの製造所の指定
・　（個）
絶縁断熱工法の防湿用シート
・設置する
・設置しない

・合成高分子系ルーフィングシート防水

新設防水層の種別　[3.5.2～4]［表3.5.1～3］

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・P0S ・S4S	・S-F1			※ルーフィングシートの製造所の仕様・	※ルーフィングシートの製造所の仕様・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・S-F2					・適用する	
	・S-M1			※ルーフィングシートの製造所の仕様・	※ルーフィングシートの製造所の仕様・	・適用する	
	・S-M2					・適用する	
・S3S	・S-F1	・プレキャストコンクリート下地・		※ルーフィングシートの製造所の仕様・	※ルーフィングシートの製造所の仕様・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2	・プレキャストコンクリート下地・				・適用する	
・M4S	・S-M1			※ルーフィングシートの製造所の仕様・	※ルーフィングシートの製造所の仕様・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-M2					・適用する	
・P0S1 ・S3S1 ・S4S1 ・M4S1	・S1-F1	・プレキャストコンクリート下地・	改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(b)（種類）・（厚さ）(mm)・25　・50	※ルーフィングシートの製造所の仕様・	※ルーフィングシートの製造所の仕様・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・S1-F2	・プレキャストコンクリート下地・				・適用する	
	・S1-M1		改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a)（種類）・（厚さ）(mm)・25　・50	※ルーフィングシートの製造所の仕様・	※ルーフィングシートの製造所の仕様・	・適用する	
	・S1-M2					・適用する	

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様
※非歩行仕様
・軽歩行仕様
S1-M1及びS1-M2における防湿用フィルム
・設置する　・設置しない

屋内防水
防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	保護層 平場の保護モルタル塗厚	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
・P1S	・S-C1		・	※7mm以下 ・

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割及び種類
目地割
※目地割2m程度、最大目地間隔3m程度
・
目地の種類
※押し目地
・
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類
厚さ　・　mm以上
絶縁用シート及び可塑剤移行防止シートの材質
※発泡ポリエチレンシート
・
固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
・
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※ルーフィングシートの製造所の仕様

設置数量　※ルーフィングシートの製造所の仕様
・　（個）
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
・行う（・図示による　・　）
プレキャストコンクリート部材の入隅部の埋張り（種別S-F1、S1-F1の場合）
・行う（・図示による　・　）
・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

⊙塗膜防水

新設防水層（ウレタンゴム系塗膜防水）の種別　[3.6.2、3]

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
⊙P0X	※X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H ・	屋上部	※主材料の製造所の仕様・	※主材料の製造所の仕様・	・適用する	脱気装置 ⊙設ける ・設けない 改修用ドレン ⊙設ける ・設けない
⊙L4X	・X-1 ※X-2 ・X-1H ・X-2H ・	ハト小屋 設備基礎 パラペット	※主材料の製造所の仕様・	※主材料の製造所の仕様・	・適用する	脱気装置 ・設ける ⊙設けない

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※主材料の製造所の仕様
設置数量　※主材料の製造所の仕様　・　（個）

新設防水層（ゴムアスファルト系塗膜防水）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
・P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様による ・	・保護モルタル ・保護コンクリート 厚さ（　mm）
・P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様による ・	・保護モルタル ・保護コンクリート 厚さ（　mm）

⊙シーリング

シーリング改修工法の種類　[3.1.4]［3.7.2、3、7、8］
⊙シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り
・適用する　・適用しない
エッジング材張り
・適用する　・適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
伸縮目地撤去後補修部	ＭＳ－２
防水立上り端部シーリング	ＰＳ－２

仕上げを行わない施工箇所
・図示による
シーリング材の目地寸法
※改修標準仕様書3.7.3(1)による
・図示による

接着性試験
※簡易接着性試験
・引張接着性試験

⊙とい

といその他の材種　[3.8.2、3]
・配管用鋼管
・硬質ポリ塩化ビニル管
・ルーフドレン
・表面処理鋼板
・
とい受金物
材種
※改修標準仕様書3.8.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）
・
形状
※市販品（とい径100以下）
※25×4.5以上（とい径100を超えるもの）
・
取付け間隔
※改修標準仕様書3.8.2による
・
足金物
材種
※改修標準仕様書3.8.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）
・
形状
※市販品
・
取付け間隔
※改修標準仕様書3.8.2による
・
多雪地域
・適用する　・適用しない
防蟻材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
既存のとその他の撤去及び降雨等に対する養生方法
・図示による
鋼管製といの防蟻巻き
※改修標準仕様書3.8.4による
・
ルーフドレンの種類及び呼び

種別		呼び	施工箇所
⊙ろく屋根用たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	⊙80　・100　・125　・150	
・ろく屋根用横形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80　・100　・125　・150	
・バルコニー中庭用	※ねじ込み式	・50　・80　・100	
	・差し込み式	・50　・75　・100	
・バルコニー用	※ねじ込み式	・50　・80　・100	
	・差し込み式	・50　・75　・100	

たてどい受金物の取付け
※図示による
ルーフドレンの取付け
※水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する
・

・アルミニウム製笠木

種類　[3.9.2、3]
・押出形材形（・押出250形　・押出300形　・押出350形）
・板材折曲げ形（・オープン形式　・シール形式）
本体幅（　）mm　板厚（※2.0mm　・　mm）
表面処理
種別（　）種
色合等　・標準色（　）　・特注色（　）
既存笠木等の撤去
・行う（範囲　・図示による　・　）
・行わない

下地補修の工法
※図示による
板材折曲げ形の笠木の取付方法
※図示による
笠木の固定金具の工法等
1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

⊙分析調査

⊙PCB 含有シーリング分析調査

分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備　考
⊙PCB 含有シーリング分析調査(第一次判定)	部　位　⊙壁ト防水伸縮目地 箇所数：　1箇所	
・PCB 含有シーリング分析調査(第二次判定)	部　位　・図示 箇所数：　箇所	
・	部　位　・図示 箇所数：　箇所	
・	部　位　・図示 箇所数：　箇所	

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	特記仕様書（２）		
縮尺	A1:－ A3:－	図面番号	Ａ－０４ １５の０４
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

付近見取り図

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	案内図・配置図		
縮尺	A1:1/2,000 A3:1/4,000	図面番号	A－05 15の05
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号（0411） 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

改修前

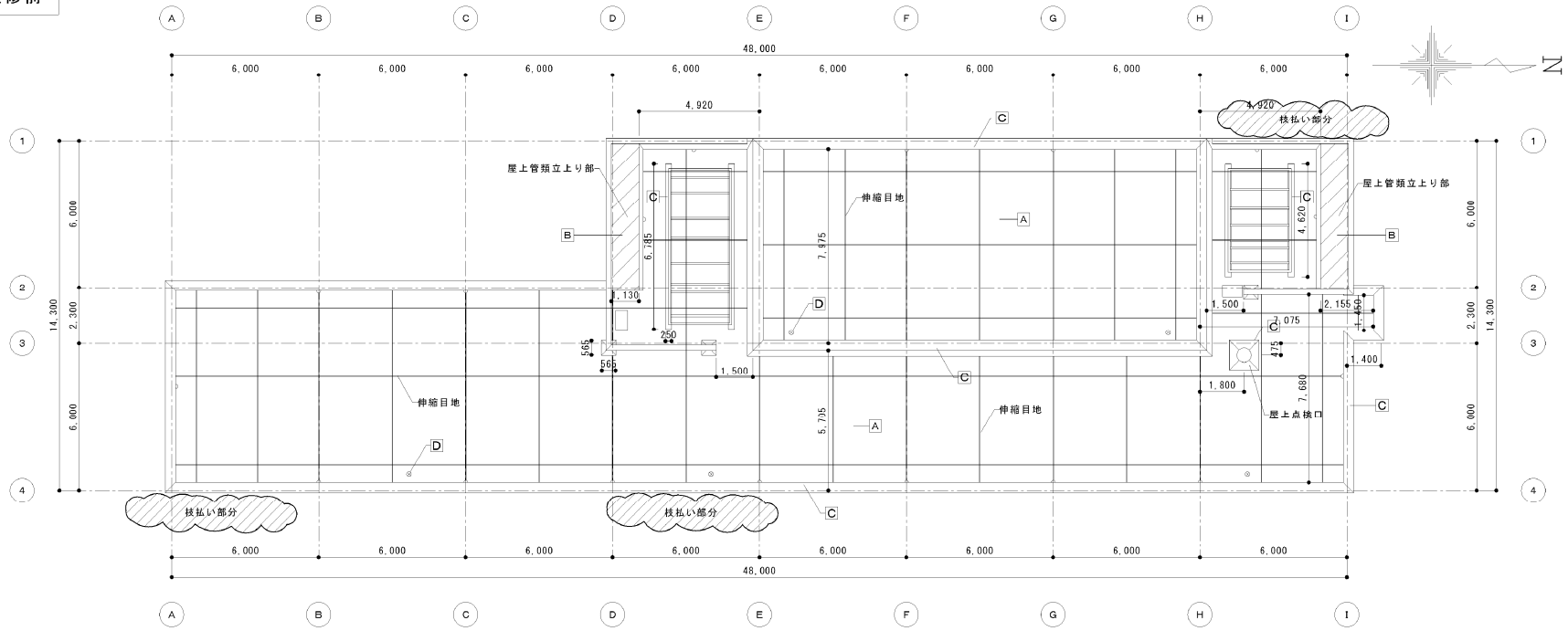

凡例

符号	撤去内容
A	屋上防水平場：伸縮目地撤去、高圧洗浄 防水立上り：既存防水層立上り、押えコン撤去
B	ハト小屋上部：既存ウレタン塗膜防水撤去、高圧洗浄
C	設備基礎・パラペット天端等類：高圧洗浄
D	既存ルーフドレン：撤去

※枝払い部分 ～ 平面 6.0㎡×高さ 3.0m程度、3ヵ所
枝本数合計＝50本程度

屋根伏図　S=1:100

改修後

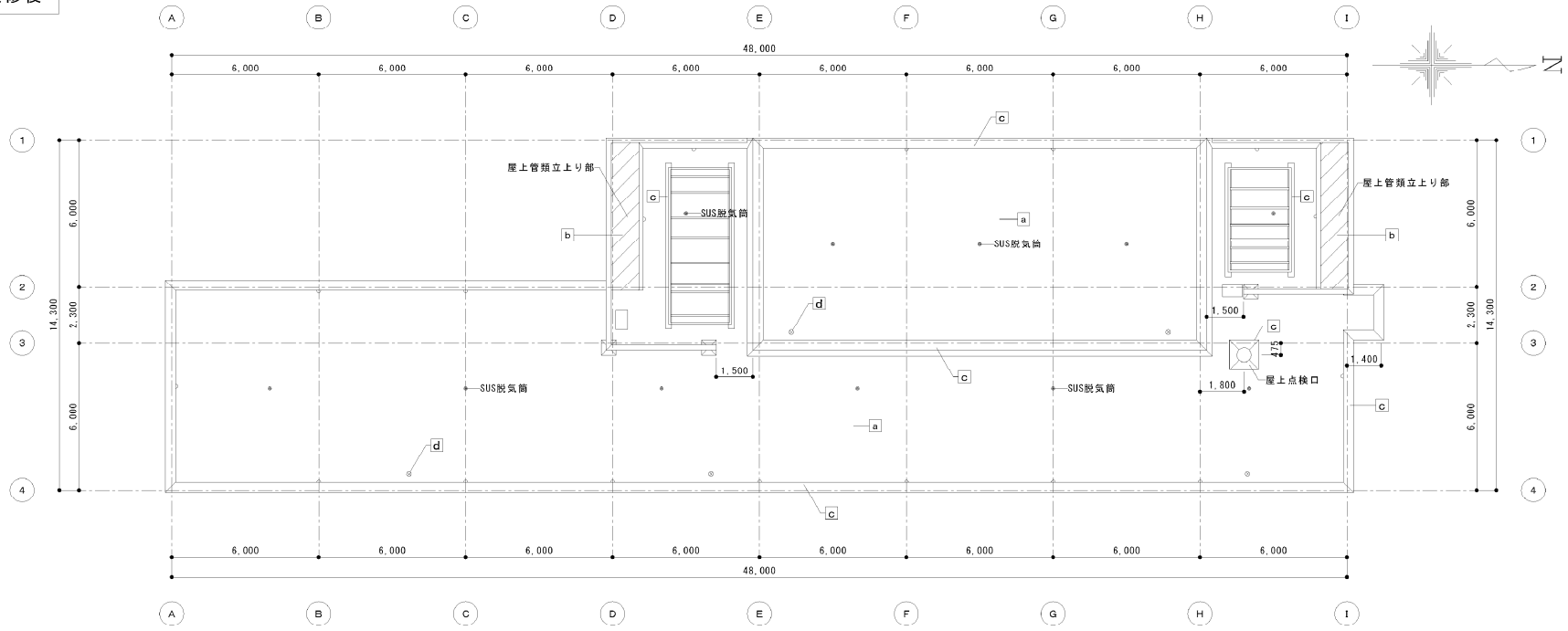

凡例

符号	改修内容
a	下地調整の上 ウレタン塗膜防水（X－1）新設 （立上り共）新設、ステンレス脱気筒新設 立上り端部シーリング（PS-2） 10×10新設 シーリング（MS-2） 25×20新設（伸縮目地跡部）
b	下地調整の上 ウレタン塗膜防水（X－2）新設 立上り端部シーリング（PS-2） 10×10新設
c	下地調整の上 ウレタン塗膜防水（X－2）新設
d	改修用ルーフドレン新設（横引型80φ）

屋根伏図　S=1:100

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	屋根伏図（改修前・後）		
縮尺	A1:1/100 A3:1/200	図面番号	A－06 15の06
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号（0411） 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

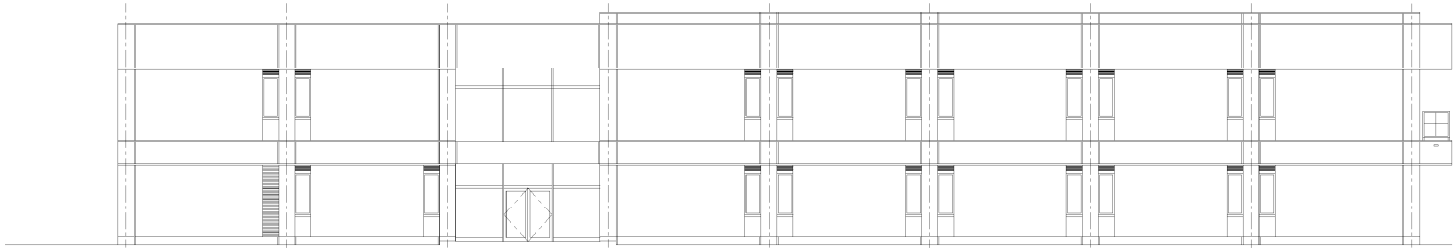

東側立面図 S=1/100

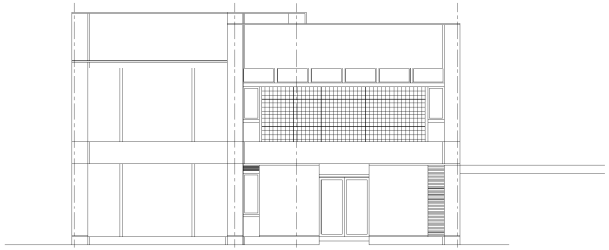

南側立面図 S=1/100

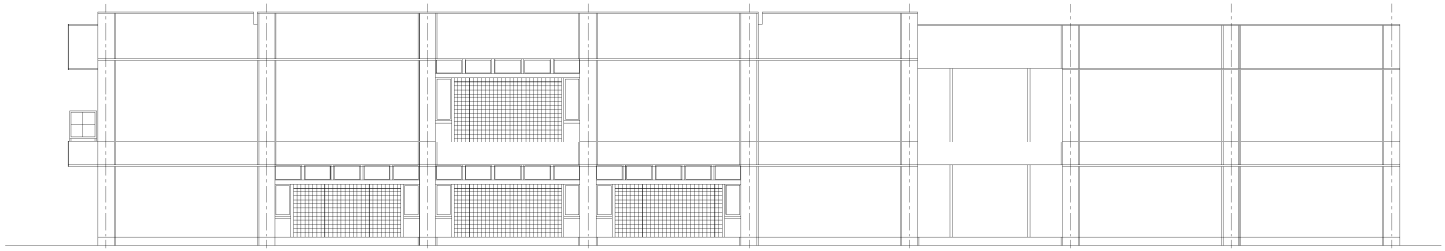

西側立面図 S=1/100

北側立面図 S=1/100

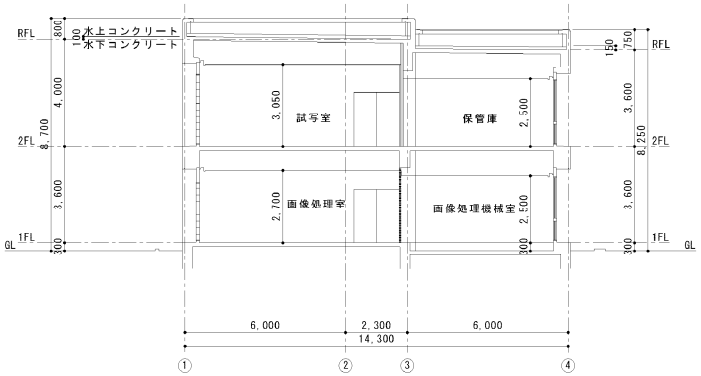

断面図（1） S＝1/100

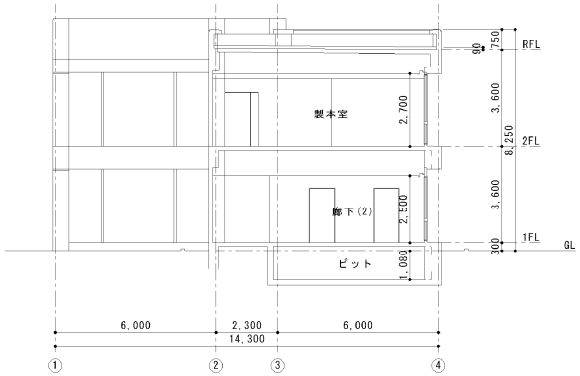

断面図(2) S＝1/100

※当該図面は建物全体の状況を把握する図面であり
改修内容は、平面図・矩計図・部分詳細図を参照

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	立面図・断面図		
縮尺	A1:1/100 A3:1/200	図面番号	A－07 15の07
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

改修前

凡例

符号	撤去内容
A	屋上防水平場：伸縮目地撤去、高圧洗浄 防水立上り：既存防水層立上り、押えコン撤去
B	ハト小屋上部：既存ウレタン塗膜防水撤去、高圧洗浄
C	設備基礎･パラペット天端等類：高圧洗浄
D	既存ルーフドレン：撤去

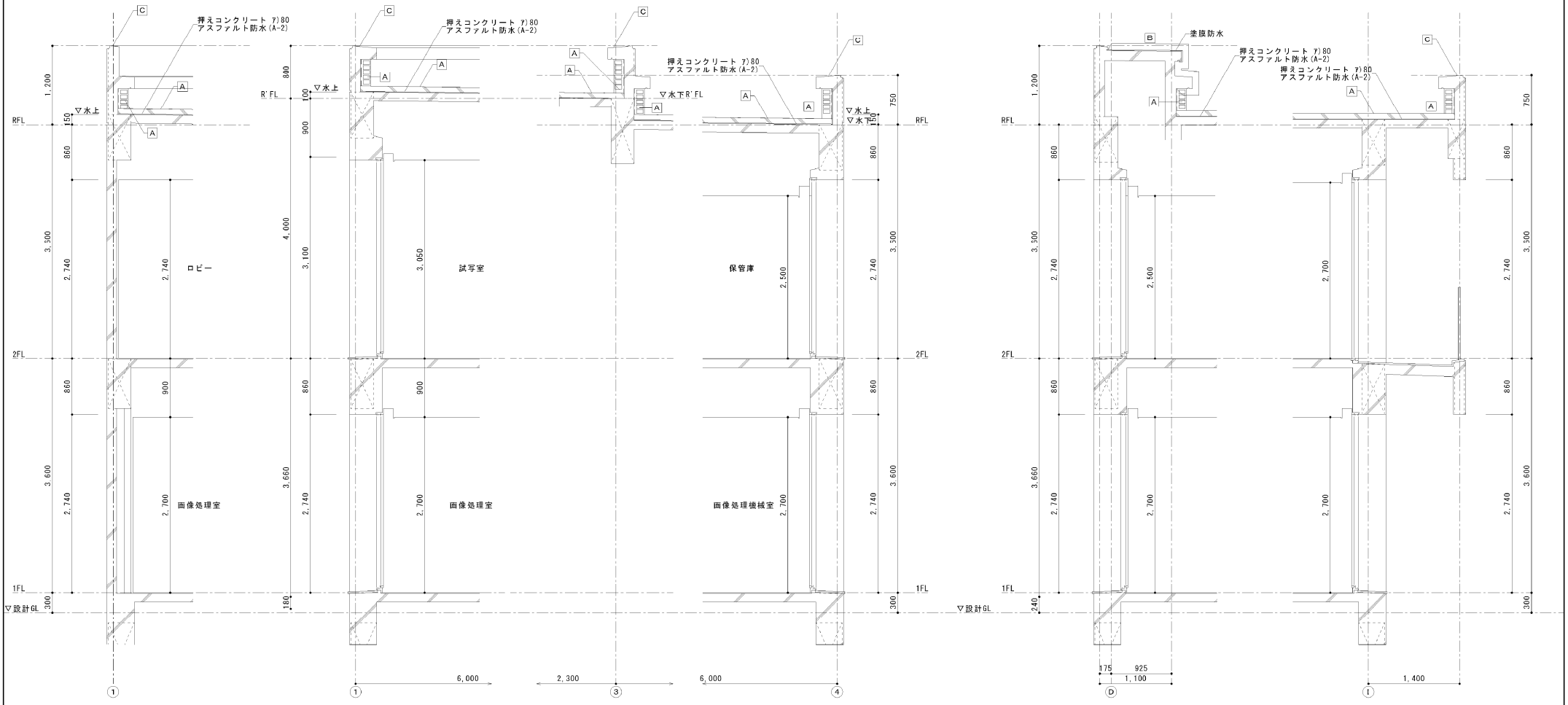

矩計図　S=1：30

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	矩計図(改修前)		
縮尺	A1:1/30 A3:1/60	図面番号	A－08 15の08
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

改修後

凡例

符号	改修内容
a	下地調整の上 ウレタン塗膜防水（X－１）新設 （立上り共）新設、ステンレス脱気筒新設 立上り端部シーリング（PS-2） 10×10新設 シーリング（MS-2） 25×20新設（伸縮目地跡部）
b	下地調整の上 ウレタン塗膜防水（X－２）新設 立上り端部シーリング（PS-2） 10×10新設
c	下地調整の上 ウレタン塗膜防水（X－２）新設
d	改修用ルーフドレン新設（横引型80φ）

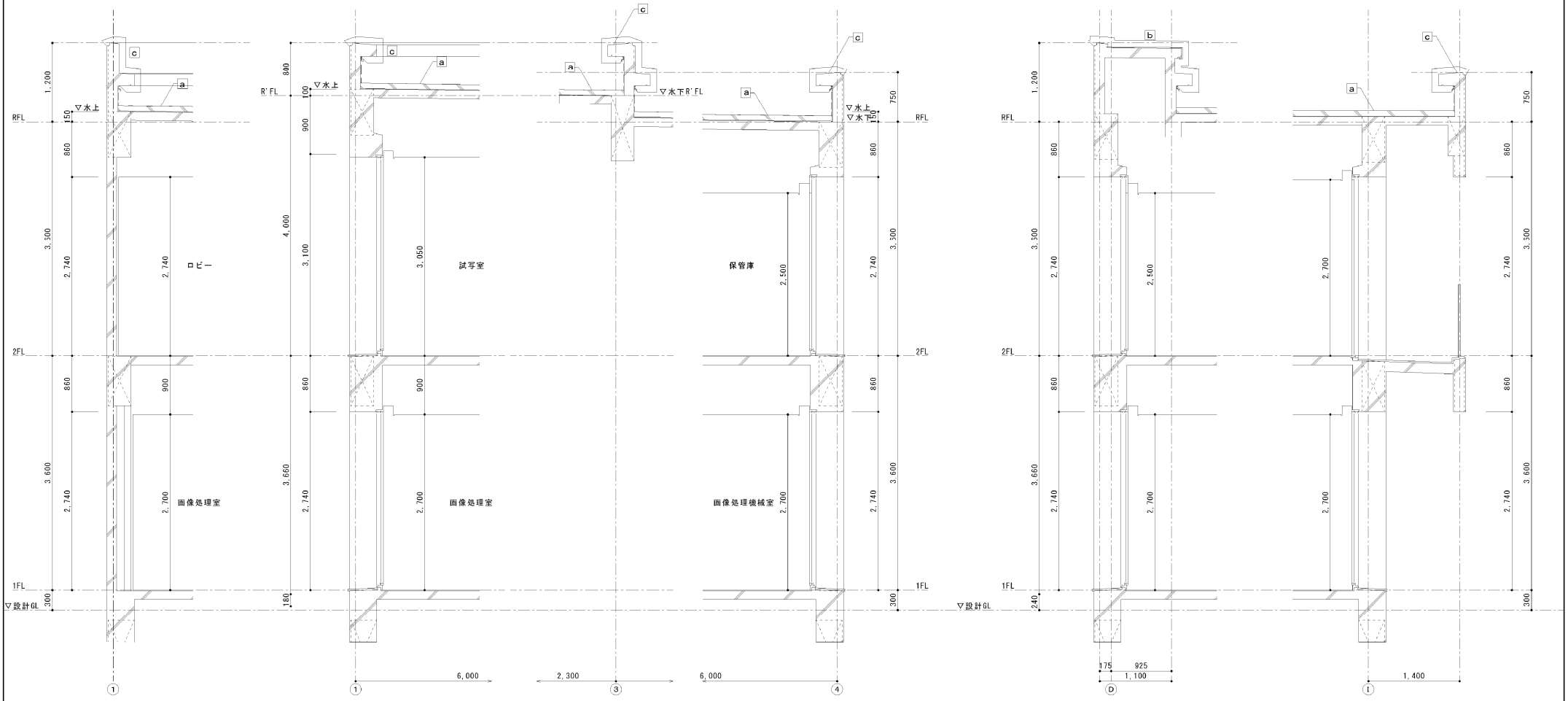

矩計図　S=1：30

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	矩計図（改修後）		
縮尺	A1:1/30 A3:1/60	図面番号	A－０９ １５の０９
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号（0411） 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

改修前

コンクリート製目隠し基礎　S=1:20

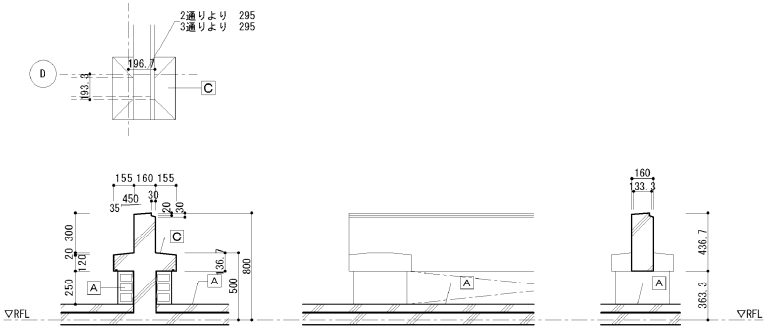

屋上管類立上り部　S=1:30

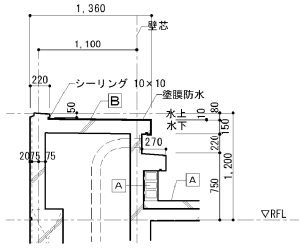

コンクリート製目隠し壁　S=1:20

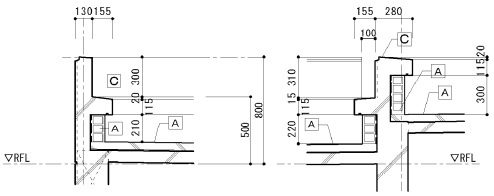

凡例

符号	撤去内容
A	屋上防水平場：伸縮目地撤去、高圧洗浄 防水立上り：既存防水層立上り、押えコン撤去
B	ハト小屋上部：既存ウレタン塗膜防水撤去、高圧洗浄 立上り端部シーリング10×10　撤去
C	設備基礎・パラペット天端等類：高圧洗浄
D	既存ルーフドレン：撤去

改修後

コンクリート製目隠し基礎　S=1:20

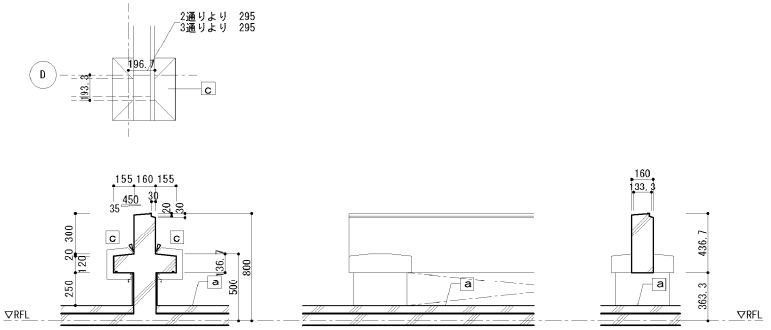

凡例
◄ 塗膜防水後シーリングを示す

屋上管類立上り部　S=1:30

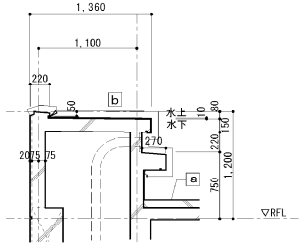

コンクリート製目隠し壁　S=1:20

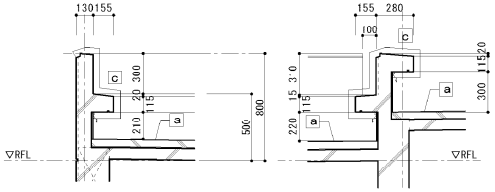

凡例

符号	改修内容
a	下地調整の上 ウレタン塗膜防水（X－1）新設 （立上り共）新設、ステンレス脱気筒新設 立上り端部シーリング（PS-2） 10×10新設 シーリング（MS-2） 25×20新設（伸縮目地跡部）
b	下地調整の上 ウレタン塗膜防水（X－2）新設 立上り端部シーリング（PS-2） 10×10新設
c	下地調整の上 ウレタン塗膜防水（X　2）新設
d	改修用ルーノドレン新設（横引型80φ）

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	部分詳細図（改修前・後）		
縮尺	A1:1/20,30 A3:1/30,60	図面番号	A－１０ １５の１０
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号（0411） 一級建築士 大臣登録 第208518号　友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

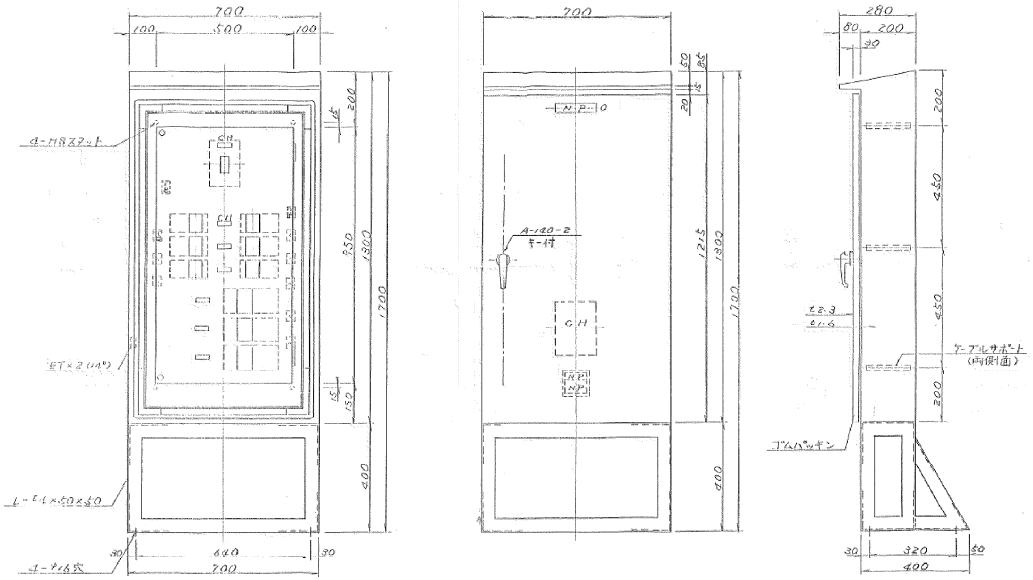

NPO:25MR-1 外形図 S=1:100

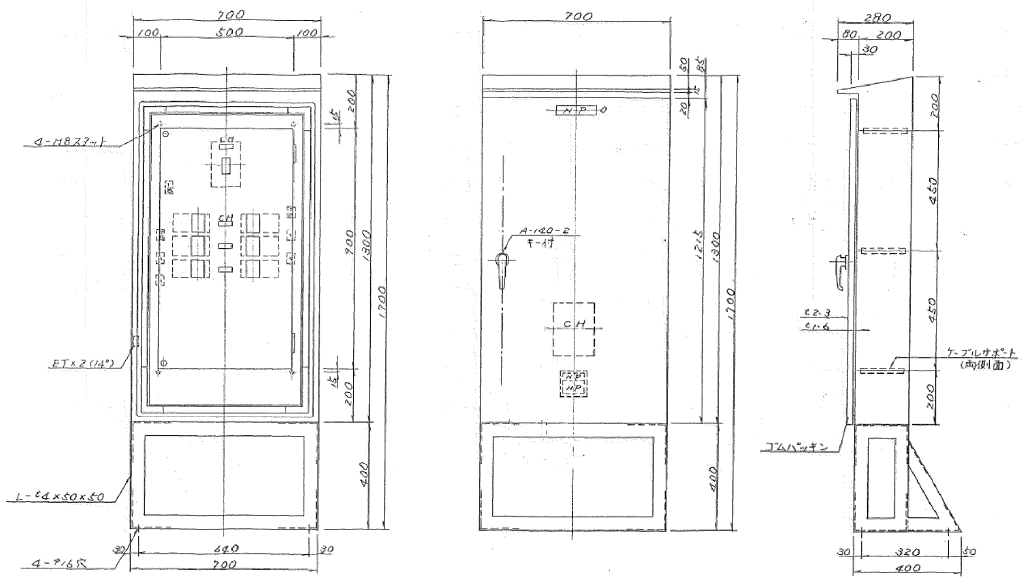

NPO:25MR-2 外形図 S=1:100

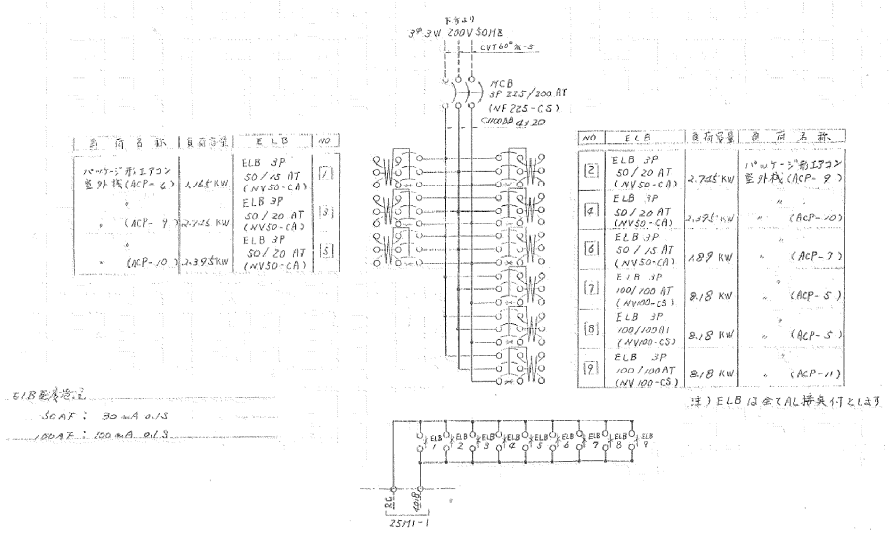

負荷名称	負荷容量	ELB	NO
パッケージ形エアコン室外機(ACP-6)	2.745 KW	ELB 3P 50/20 AT (NV50-CA)	1
〃 (ACP-9)	2.745 KW	ELB 3P 50/20 AT (NV50-CA)	3
〃 (ACP-10)	2.395 KW	ELB 3P 50/20 AT (NV50-CA)	5

NO	ELB	負荷容量	負荷名称
2	ELB 3P 50/20 AT (NV50-CA)	2.745 KW	パッケージ形エアコン室外機(ACP-9)
4	ELB 3P 50/20 AT (NV50-CA)	2.745 KW	〃 (ACP-10)
6	ELB 3P 50/15 AT (NV50-CA)	1.89 KW	〃 (ACP-7)
7	ELB 3P 100/100 AT (NV100-CS)	8.18 KW	〃 (ACP-5)
8	ELB 3P 100/100 AT (NV100-CS)	8.18 KW	〃 (ACP-5)
9	ELB 3P 100/100 AT (NV100-CS)	8.18 KW	〃 (ACP-11)

注)ELBは全てAL接点付とします

ELB感度電流

50AF : 30mA 0.1S

100AF : 100mA 0.1S

NPO:25MR-1 結線図

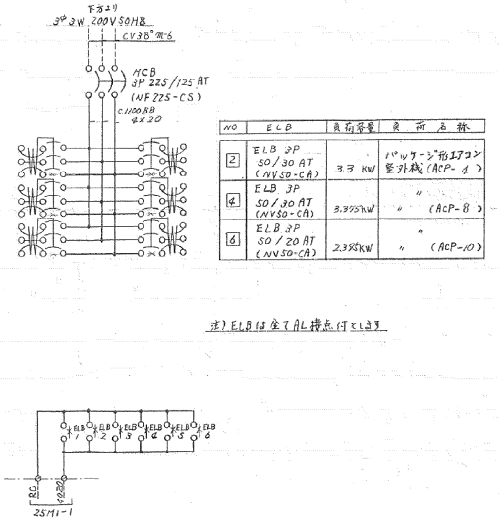

負荷名称	負荷容量	ELB	NO
パッケージ形エアコン室外機(ACP-3)	3.3 KW	ELB 3P 50/30 AT (NV50-CA)	1
〃 (ACP-9)	4.23 KW	ELB 3P 50/30 AT (NV50-CA)	3
〃 (ACP-10)	2.395 KW	ELB 3P 50/20 AT (NV50-CA)	5

NO	ELB	負荷容量	負荷名称
2	ELB 3P 50/30 AT (NV50-CA)	3.3 KW	パッケージ形エアコン室外機(ACP-1)
4	ELB 3P 50/30 AT (NV50-CA)	3.395 KW	〃 (ACP-8)
6	ELB 3P 50/20 AT (NV50-CA)	2.395 KW	〃 (ACP-10)

注)ELBは全てAL接点付とします

ELB感度電流

50AF : 30mA 0.1S

NPO:25MR-2 結線図

動力盤撤去図 S=1:100

特記事項

・図面に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年度版、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年度版、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和7年度版、による。

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	動力盤撤去図		
縮尺	A1:1/100 A3:1/200	図面番号	E-01 15の11
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

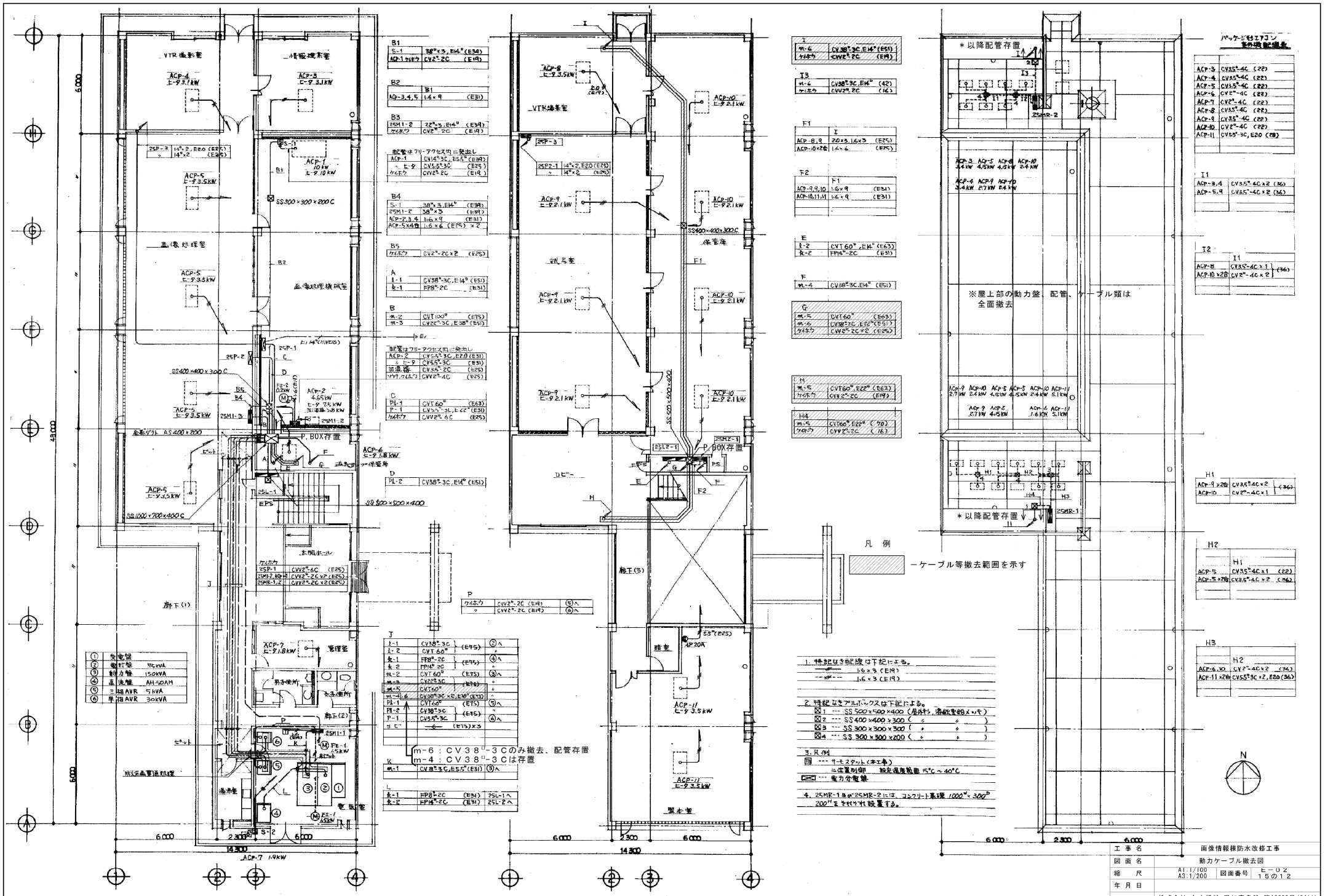

工事名	画像情報棟防水改修工事
図面名	動力ケーブル撤去図
縮尺	A1:1/100 A3:1/200
図面番号	E-02 15の12
年月日	
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志
事務所名	国立研究開発法人建築研究所

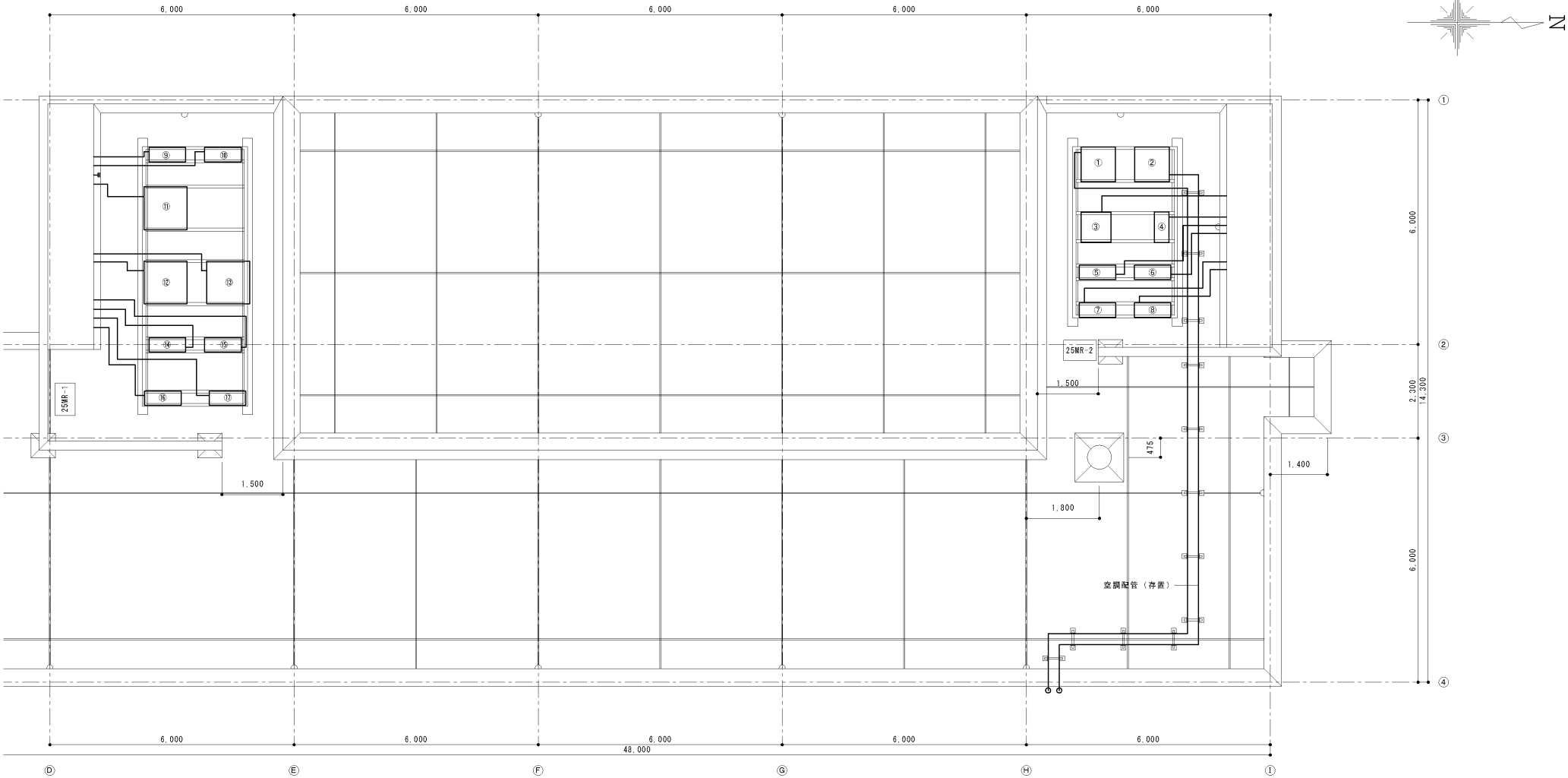

機械設備平面図　S=1:50

空調室外機リスト

番　号	冷房能力(kw)	暖房能力(kw)	室外機重量(kg)		冷媒液管径：φ	冷媒ガス管径：φ	
①							撤去対象外
②室外機	20.20		236kg	W:930×D:710×H:1,600			室外機撤去(更新今回別途)
②室内機			140kg	W:950×D:510×H:1,670			室内機撤去・更新(今回別途)
③	12.40	5.93	100kg	W:1,050×D:350×H:1,340	9.52	15.88	
④	5.12	12.33			6.35	12.70	
⑤	4.19	11.52			6.35	12.70	左記③～⑰
⑥	5.93	13.61			6.35	12.70	空調室外機
⑦	4.30	9.54			6.35	12.70	冷媒配管類
⑧	4.30	9.54			6.35	12.70	電源配管類
⑨	7.68	7.33			6.35	12.70	全面撤去処分
⑩	7.68	7.33			6.35	12.70	
⑪	10.47	冷房専用	100kg	W:1,050×D:350×H:1,340	9.52	15.88	冷媒種別
⑫	10.47	冷房専用	100kg	W:1,050×D:350×H:1,340	9.52	15.88	②～R410
⑬	10.47	冷房専用	100kg	W:1,050×D:350×H:1,340	9.52	15.88	③－⑰～R22
⑭	1.63	3.84			6.35	9.52	
⑮	4.30	9.54			6.35	9.52	
⑯	7.68	17.33			6.35	12.70	
⑰	7.68	17.33			6.35	12.70	

※更新空調機(今回別途)
②室外機及び、室内機(次図参照)更新は下記による
冷房能力：20.2ｋｗ　参考機種：ダイキン、SZVCP224MK
機器重量：室内機＝138kg、W:950×D:510×H:1,670
室外機＝225kg、W:930×D:765×H:1,525

特記事項
・図面に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和７年度版、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和７年度版、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和７年度版、による。
・空調機器の撤去に先立ちフロン回収を行い、破壊処理とする。

工事名	R7 画像情報棟防水改修工事		
図面名	機械設備撤去図		
縮尺	A1:1/ 50 A3:1/100	図面番号	Ｍ－０１ １５の１３
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号　友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

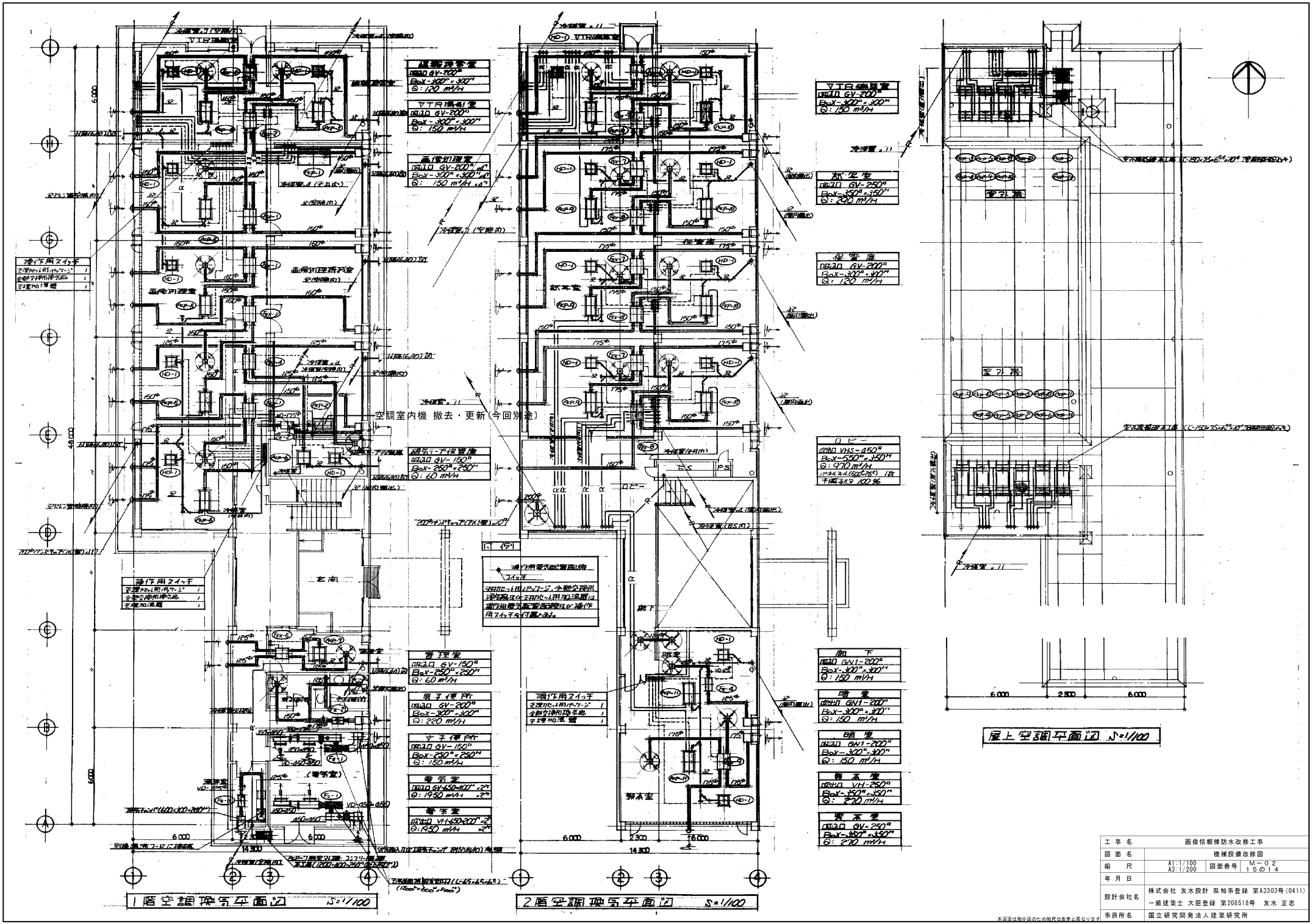

工事名	画像情報棟防水改修工事
図面名	機械設備改修図
縮尺	A1:1/100 A3:1/200
図面番号	M－０２ １５の１４
年月日	
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志
事務所名	国立研究開発法人建築研究所

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

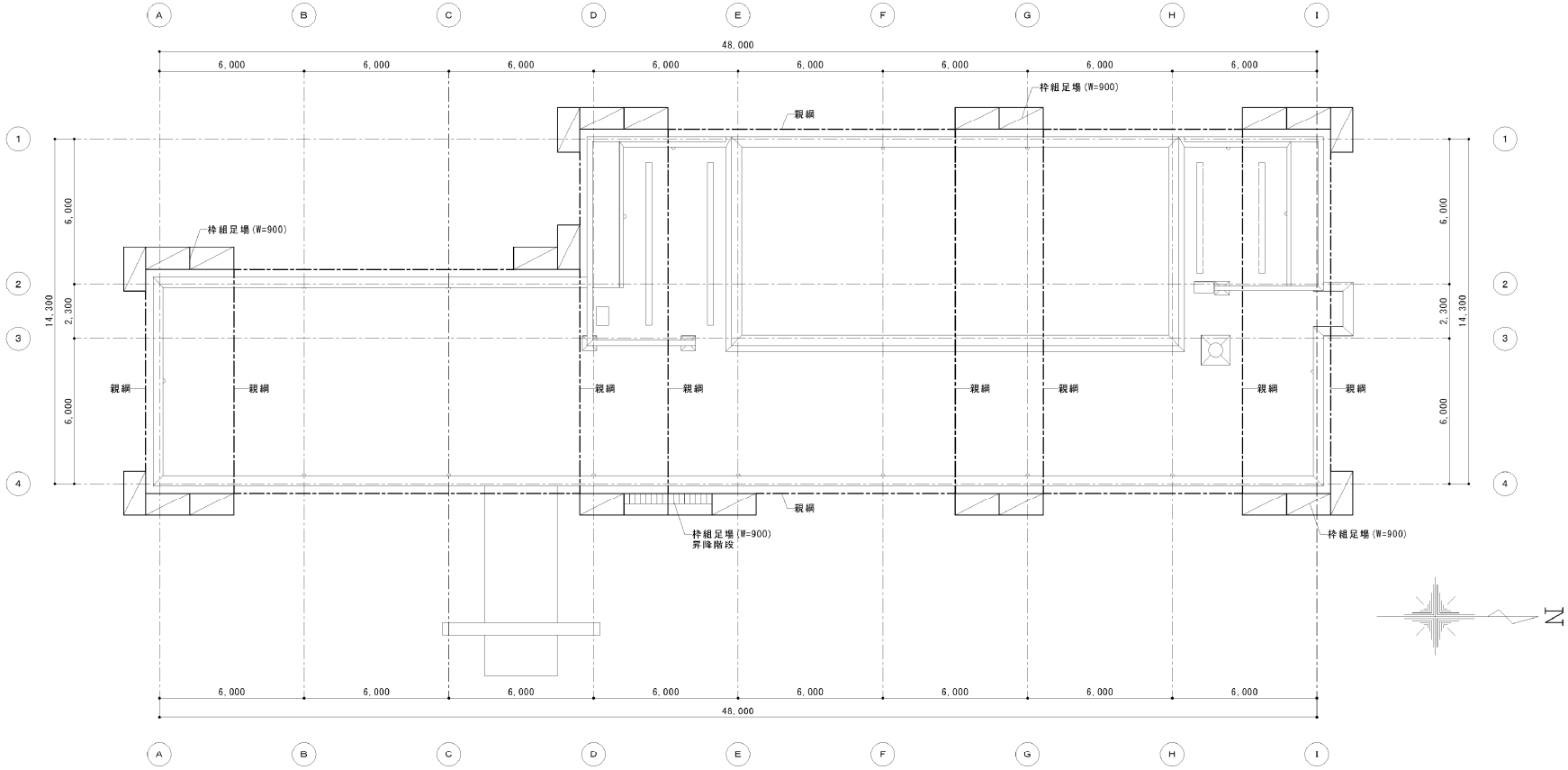

仮設平面図　S=1:100

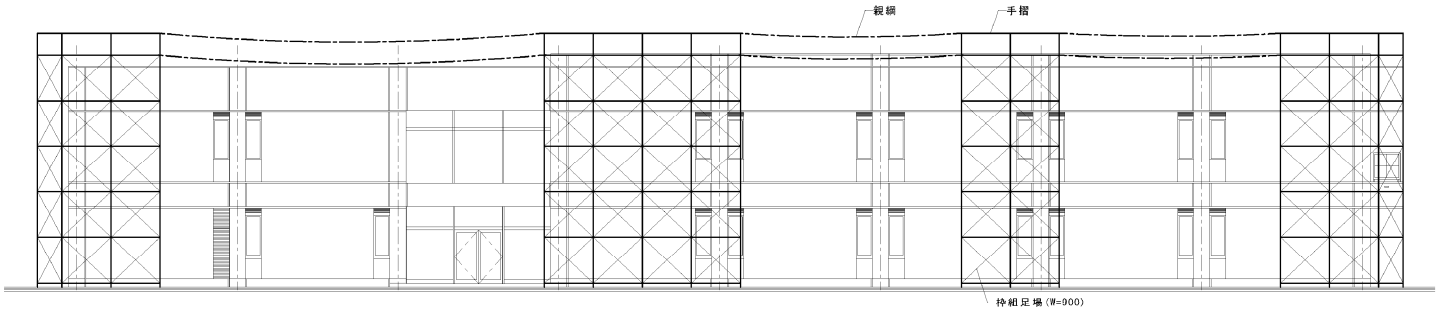

東側仮設立面図　S=1：100

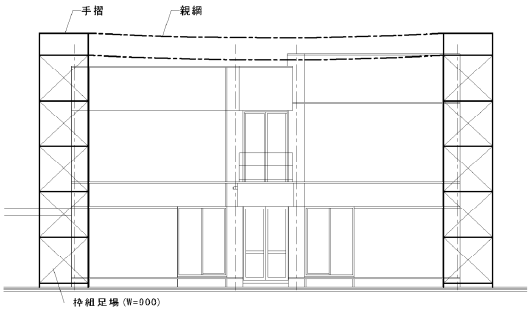

北側仮設立面図　S=1：100

本仮設計画図(参考図)は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料である。
施工にあたっては、受注者は施工条件、地質条件、周辺状況等を十分考慮して仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を改修するための一切の手段として受注者の責任において定めるものとし、必要の場合は監督職員と協議を行うこと。

工事名	画像情報棟防水改修工事		
図面名	仮設計画図(参考図)		
縮尺	A1:1/100 A3:1/200	図面番号	K－01 15の15
年月日			
設計会社名	株式会社 友水設計 県知事登録 第A3303号(0411) 一級建築士 大臣登録 第208518号 友水 正志		
事務所名	国立研究開発法人建築研究所		

画像情報棟防水改修工事

数量公開内訳書

注意事項

1 この数量公開内訳書は、一般競争入札を公平かつ円滑に進めるための参考資料である。

2 この数量公開内訳書の数量は、参考数量であり契約図書ではない。

3 この数量公開内訳書の数量は「建築工事数量積算基準」により算出されている。

4 この数量公開内訳書は参考資料であるため質問は受け付けないこととする。

5 この数量公開内訳書の電子データは、入札説明書第3章第7条(1)の担当者に連絡すれば入手することができる。

国立研究開発法人　建築研究所

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
画像情報棟	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
画像情報棟	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
画像情報棟	1	式		
計				

画像情報棟

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
直接仮設	1	式		
防水改修	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

画像情報棟

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
撤去工事	1	式		
改修工事	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

画像情報棟

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
撤去工事	1	式		
改修工事	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

画像情報棟

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設		1	式		
計					
防水改修	撤去	1	式		
防水改修	改修	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

画像情報棟

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
撤去工事		1	式		
計					
改修工事	改修工事	1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

画像情報棟

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
撤去工事		1	式		
計					
改修工事	改修工事	1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

画像情報棟　直接仮設

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
養生		664	㎡			
整理清掃後片付け		664	㎡			
外部足場		1	式			別紙 00-0001
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0002
枝払い		1	式			
計						

画像情報棟　防水改修　撤去

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
シーリング撤去	10×10	15.4	m			
押えコン目地撤去		386	m			
立上り撤去	ﾚﾝｶﾞ･ﾓﾙﾀﾙ	84.6	m			
ウレタン塗膜撤去		15.7	㎡			
横引ドレン撤去	Φ100	5	か所			
ドレン廻り斫り・モルタル補修		5	か所			
計						

画像情報棟　防水改修　改修

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
下地清掃		757	㎡			
下地調整		757	㎡			
シーリング	MS-2、25×20	386	m			
シーリング	PS-2、10×10	211	m			
ウレタン塗膜防水	平場　X-1	565	㎡			
ウレタン塗膜防水	立上り　X-1	85.7	㎡			
ウレタン塗膜防水	平場　X-2	99.7	㎡			
ウレタン塗膜防水	立上り　X-2	6.6	㎡			
ｽﾃﾝﾚｽ脱気筒		11	か所			
改修用ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ	横引　Φ80	5	か所			
計						

画像情報棟　発生材処理　運搬

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材積込み	陶器類くず	13.5	m3			
発生材積込み	金属くず	1	式			
発生材積込み	廃プラスチック類	0.2	m3			
発生材運搬	陶器類くず	13.5	m3			
発生材運搬	金属くず	1	式			
発生材運搬	廃プラスチック類	0.2	m3			
計						

画像情報棟　発生材処理　処分

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材処分	陶器類くず	13.5	m3			
発生材処分	廃プラスチック類	0.2	m3			
計						

画像情報棟　撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
E2.0□撤去		14	m			
E14□撤去		35	m			
E22□撤去		19	m			
CV2.0□-4C撤去		27	m			
CV3.5□-4C撤去		65	m			
CV38□-3C撤去		69	m			
CVV2.0□-2C撤去		61	m			
CVV5.5□-3C撤去		10	m			
CVT60□撤去		47	m			
電線管(16)撤去		5	m			
電線管(22)撤去		23	m			
電線管(36)撤去		26	m			
電線管(42)撤去		3	m			
電線管(70)撤去		2	m			
分電盤撤去	25MR-1	1	面			
分電盤撤去	25MR-2	1	面			
P.BOX撤去	500×500×400	1	個			
P.BOX撤去	400×400×300	1	個			
P.BOX撤去	300×300×300	1	個			
P.BOX撤去	300×300×200	4	個			

画像情報棟　撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
計						

画像情報棟	改修工事			改修工事		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
電動機結線	直入始動方式	2	か所			代価表　0029
計						

画像情報棟　発生材処理

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬処分	建築工事にて計上					
計						

画像情報棟　撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
空調室外機撤去	2.8KW以下	1	台			
空調室外機撤去	4.5KW以下	1	台			
空調室外機撤去	5.6KW以下	1	台			
空調室外機撤去	6.3KW以下	1	台			
空調室外機撤去	8.0KW以下	4	台			
空調室外機撤去	12.5KW以下	4	台			
空調室外機撤去	25.0KW以下	1	台			
冷媒管撤去	6.35	37	m			
冷媒管撤去	9.52	13	m			
冷媒管撤去	12.70	37	m			
冷媒管撤去	15.88	13	m			
冷媒管保温撤去	呼び径15	49	m			
霊媒ガス回収	破壊処理共	1	式			
搬出費	250kg以下	6	台			
計						

画像情報棟　発生材処理

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬処分	建築工事にて計上					
計						

画像情報棟　直接仮設

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
外部足場		1	式			別紙 00-0001
枠組み足場	W=900	442	㎡			
メッシュシート		442	㎡			
安全手すり		67.3	m			
親綱		86.3	m			
計						
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0002
枠組足場	W=900	442	㎡			
メッシュシート		442	㎡			
安全手すり		67.3	m			
親綱		86.3	m			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
ラフテレーンクレーン	20t、低騒音型	1	日			
交通誘導員		1	人			
PCB含有調査		1	か所			
計						